

留学条件書

1. 適用範囲

株式会社ハオ中国語アカデミー（以下「当社」といいます）と留学希望者の希望する留学先機関に対する留学申請代行手続きサービスや留学に際しての情報提供などを行うものであり、留学希望者の希望する大学への合格や留学先機関での課程修了、学位取得及び各種資格取得、その他留学中あるいは留学修了後の留学希望者に対して何らの保証を行うものではありません。

留学希望者は、留学条件書および留学プログラムの個別の条件書を承諾の上、「当社」に対し、留学プログラムを申し込みます。

2. 契約の申込みと成立

(1) 当社は「留学手続き代行手数料」を申し受け、留学希望者の希望する留学先機関への代行手続きを行います。または留学プログラム参加費用として申し受ける場合があります。留学契約の申込みは、留学希望者が当社に対して本条件書に基づき、所定の「留学申込書」をご記入・提出し、かつ当社が定める所定の「留学手続き代行手数料」もしくは各個別条件書に定める「申込金」を支払い、当社がその「留学申込書」もしくは「申込金」の受理をもって契約成立と致します。(当社が申込みを承諾した留学希望者を以下「申込者」といいます)。

(2) 契約成立より本条件書または各個別条件書に定める取り消し料、留学先機関への「入学申請料」、「入学金」、「デポジット」、「緊急手配料金」、「変更料金」はご返金できません。ただし、申込者の希望する留学先機関の受け入れが定員に達し、お申込みをお断りさせていただく場合は除きます。

(3) 「申込金」は留学プログラム費用、取消料その他申込者が当社に支払う費用の一部として取り扱います。

(4) 留学手続き代行手数料・申込金

a.留学手続き代行手数料：(消費税込み)

留学期間 1ヶ月未満	31,500 円
留学期間 1ヶ月以上	42,000 円

b.申込金：(消費税込み)

留学プログラム参加費用 10万円未満	参加費用の全額
留学プログラム参加費用 10万円以上	50,000 円

3. 拒否事由

当社は、申込者から、本条件書に基づく留学の申し込みがあった場合、次に定める事由の

一つあるいは複数が認められるときは、申し込みをお断りすることがあります。

(1) 申込者の日本での学業成績が当社の定める評定平均値に達していないときや留学希望者に留学に適した条件が備わっていないと当社が認めたとき。

(2) 申込者が未成年である場合または学生の場合、留学について親権者（両親など）の同意がないとき。

(3) 申込者が希望する留学先機関の定員に受け入れ可能な余裕がない場合等、客観的に留学が認められる可能性がないことが明らかなき。

(4) 申込者が希望する留学先・留学時期の申し込み手続きの期限までに、留学手続きが完了できる見通しがないとき。

(5) 申込者の過去の既往症または現在の心身の健康状態が、留学に不適切であると当社が認めたとき。

(6) 申込者が受入国の法令・公序良俗に反する行為をする恐れがある、または受入校の授業の円滑な実施に支障をきたす恐れがある、と当社が判断した場合。

(7) 各留学プログラム個別条件の「拒否事由」が認められる場合。

(8) その他、当社が不相当と認めたとき。

4. 滞在先手続き

当社は申込者が留学する際の寮・ホームステイ滞在先等の申し込み手続きを代行いたします。ただし、申込者の希望により入寮またはホームステイをしない場合や申し込み手続き代行ができない場合、もしくは留学先研修機関に寮などの滞在先施設を持たない場合や申し込み手続きの代行ができない場合、当社は原則として、この滞在先手続きはいたしません。また、アパートの手配等、寮・ホームステイ先以外の滞在先手続きの代行はいたしません。

学校によっては申込者の出発以前に寮またはホームステイなどの滞在先住所・部屋番号がわからない場合があります。寮の場合、ひとり部屋か否か、またはルームメイトなどについて、申込者の希望が通らない場合もあります。また、ホームステイの場合1家庭に2人以上の留学生在滞在先する場合もあります。

当社の責によらない事由で申し込み者の滞在先が確保できない場合、または申し込み者の希望どおりの滞在先が確保できない場合でも、当社はその責任を負いません。

5. 授業内容・滞在先等の変更

当社は、希望留学先期間から当社に送られてきた最新資料に基づき留学プログラムを提供しますが、留学先機関の事情による授業内容の変更、滞在先の変更、その他留学内容に関する変更については一切責任を負いません。

6. 必要書類

申込者が留学プログラムに基づくサービスを受けるにあたり、留学手続きに必要な書類は、

当社より別途「必要書類案内」を送付してご連絡します。申込者は、指定された言語にて必要事項を記入の上、必ず指定の期日までに当社までお送りください。

7. 諸費用

(1) 留学手続き代行手数料

当社は申込者の留学期間および予算などの諸条件を基に、申込者の希望する留学先機関に対する留学申請手続き等の代行、出発にあたってのオリエンテーションや情報提供などを行います。申込者は当社に対して本条件書に定める留学手続き代行手数料、留学先機関が定める「入学申請料」、「入学金」、「デポジット」を支払います。この場合、授業料、滞在費などは申込者が直接留学先機関に支払うものとしします。

(2) 留学プログラム参加費用

各留学プログラムの個別条件書に定める留学プログラム参加費には授業料・入学申請料・滞在費・空港出迎え費・サポート費などが含まれます。申込者は各留学プログラムの個別条件書に定める参加費用を当社指定の期日までに支払います。なお、当社の責によらない事由で留学プログラム参加費用などが変更された場合にも、当社の指示する方法に必要な差額をお支払いただきます。

留学プログラム参加費用に含まれる内容は各個別条件書に定めた内容としします。また、各留学プログラム参加費用に含まれる内容には、消費税が含まれています。

(3) その他の諸費用

上記(1)(2)で定める費用の他、当社は、申込者の利用希望や必要に応じて、以下の費用を申込者に対して、別途手配、請求いたします。

①緊急手配料金：21,000円

当社の各個別条件書に定める留学募集期限を過ぎても、当社は留学手続き可能と判断した場合に限り、前記の緊急手配料金と「留学手続き手数料」もしくは「申込金」を申し受けて留学契約をすることがあります。

②緊急連絡費用

緊急を要する場合、当社は留学先機関などとの連絡に国際電話、ファックスを使用することがありますが、これらの費用は申込者の負担となります。

- ・国際電話代 5,000円

- ・国際ファックス代 3,000円

(消費税別、相手国を問わず、1件1回あたり)

③海外送金手数料・為替レート

当社は申込者からの送金依頼及び留学先機関からの留学費用の代理受け取りを依頼された場合、当社は申込者に代わって留学先機関に送金します。申込者へは日本円に換算した金額で請求します。その場合当社は海外送金手数料および為替レートを下記に定めます。

- ・海外送金手数料：10,500円

- ・為替レート：請求日の三菱東京UFJ銀行のTTSレートに5%の為替リスクヘッジを加

えたレートを適用します。

④その他、当社が申込者に対して、留学手続き代行または留学プログラムを提供するにあたり合理的と認める諸費用。

8. 支払い

申込者は、留学手続き手数料、留学プログラム参加費用、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等の支払いを当社が指定する期日までに当社指定の口座に振り込みまたは所定の方法で入金するものとし、振り込み手数料は申込者の負担とします。

また、留学プログラム参加費用、留学費用などを概算額で支払っている場合、後日支払金額が明らかになり次第当社の指示に従い、当社または支払い元との間で過不足金の清算を行っていただきます。

9. 申込者の契約変更と取り消し

(1) 契約変更

申込者は当社に対して留学日程、留学期間、留学プログラムの内容およびその他留学契約の内容変更を求めることができます。当社は可能な限り申込者の求めに応じます。この場合当社は留学手続き手数料、留学プログラム参加費用を変更することがあります。また、下記の変更手数料を申し受けます。

	変更日期限	変更手数料
留学期間 1 ヶ月未満	出発希望日から起算して 30 日前まで	1,0500 円
留学期間 1 ヶ月以上	出発希望日から起算して 90 日前まで	21,000 円

①当社は留学先機関の受け入れ状況により、変更手続きをできないと判断した場合、申込者の変更手続きの求めに応じないことがあります。

②留学先機関に到着後、申込者の都合により留学・留学プログラムの変更は必ず当該機関の同意を得た上で行ってください。この場合発生する取り消し料、追加費用などはすべて申込者負担となります。また、留学先機関を変更する場合は権利放棄とみなし当社及び留学先機関は払い戻しに一切応じません。

③留学手続きをした結果、本条件書の 11 項の①②③に定める事由によって留学が不能となった場合、申込者が留学条件を変更して再度留学手続きを行うことを希望したとき、当社は変更手数料を申し受けることなく、再度留学手続きを行います。

④空港送迎手配のため送迎手配先へ当社から到着連絡が完了した後、申込者の都合により到着便の変更が生じた場合には、変更手数料として 1 回 5,250 円（税込）を別途申し受けます

(2) 契約の取り消し

申込者はいつでも契約の全部または一部を取り消すことができます。その場合当社は次の取り消し料を申し受けます。

	取り消し日期限	取り消し料
留学期間 1 ヶ月未満	契約成立より 10 日間目未満まで	10,500 円
留学期間 1 ヶ月未満	契約成立より 10 日目から	31,500 円
留学期間 1 ヶ月以上	契約成立より 10 日間目未満まで	21,000 円
留学期間 1 ヶ月以上	契約成立より 10 日目から	42,000 円
留学プログラム参加費用 10 万円未満	契約成立より 10 日間目未満まで	21,000 円
留学プログラム参加費用 10 万円未満	契約成立より 10 日間目から	31,500 円
留学プログラム参加費用 10 万円以上	契約成立より 10 日間目未満まで	31,500 円
留学プログラム参加費用 10 万円以上	契約成立より 10 日間目から	42,000 円

①留学先機関に対するキャンセル料や留学プログラム取り消しに伴い発生する費用および損失については申込者の負担とし、別途当社から請求いたします。申込者は、当社からの請求後、直ちにかかる費用および損失を当社に支払うものとします。

②当社指定の期日までに必要な書類、または費用が申込者により送付・入金されず、当社の責によらない事由により各種手続きの代行ができなかった場合、当社は申込者に対し、支払済みの費用を一切返金いたしません。

③当社が留学プログラム費用もしくは費用の一部を立て替え払いしたときは、申込者はかかる立て替え費用を当社に支払うものとします。

④当社から申込者に対する返金がある場合、振り込み手数料は申込者の負担とします。

10. 当社からの契約取り消し

(1) 申込者に次に定める事由が生じた場合、当社は催告の上、本条件書に基づく留学代行手続き・留学プログラムを解約することができるものとします。

①申込者が、当社指定の期日までに、当社が指示する必要な書類を送付しないとき。

②申込者が、当社指定の期日までに、当社が定める費用の支払いを行わないとき。

③申込者が所在不明、または1か月以上にわたり連絡不能となったとき。

④申込者が当社に届け出た、申込者に関する情報に虚偽あるいは重大な遺漏のあることが判明したとき。

⑤申込者が、本条件書に違反したとき。

⑥その他当社がやむを得ない事由があると認めたとき。

11. 免責事項

(1) 当社は、次に例示するような当社の責によらない事由により、申込者が留学できな

かった場合または留学先機関への入学ができなかった場合、および出発日時が変更になった場合には、その一切の責任を負いません。

- ①申し込みを希望する留学先機関やプログラムが定員に達して入学できない場合。
- ②申込者の希望する滞在施設が定員に達して滞在できない場合。
- ③通信事情または留学先機関の事情により、入学許可証などの入学許可書類が期日までに届かず、申込者が出発できなかった場合。
- ④申込者の成績が希望する留学先機関の入学許可基準に達していないために入学の許可がえられなかった場合。
- ⑤申込者がパスポートまたはビザを取得できず、あるいは渡航先国に入国拒否された場合。
- ⑥ビザ取得に時間がかかり、出発時期が変更になった場合。
- ⑦天災地変、戦乱、暴動、テロ行為、日本または外国の官公署の命令、陸海空における不慮の災難、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、その他不可抗力による場合。
- ⑧申込者本人の事情により、ローンが実行されず、手続きの継続が不可能と判断される場合。
- ⑨申込者が、本条件書に違反した場合。
- ⑩その他各個別条件書「免責事項」に例示されている事由に該当する場合。

(2) 申込者は渡航後、申込者の責任において行動するものとし、法令、公序良俗もしくは留学先機関などの規則等に違反した場合の責任、損害等は申込者個人の負担となり、当社はその責任を一切負いません。留学中のスポーツ等による事故は、申込者である留学生本人の責となり、また、特定のスポーツを行うにあたり保険の特約が必要な場合は、申込者本人の責において加入手続きを行っていただきます。以上の免責事項に該当する場合、留学手続き代行料、留学プログラム参加費、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等、すでに当社に支払い済みの費用については一切返金されません。

12. 損害の負担

当社は、当社の責によらない事由により申込者が何らかの損害を受けた場合、その責任を負いません。

13. 申込者の責任

申込者が故意、過失、法令・公序良俗に反する行為により当社が損害を受けた場合は、当社は申込者に損害賠償を申し受けます。

14. 個人情報の取り扱いについて

(1) 個人情報の取得および利用について

当社は、適法かつ公正な手段によって個人情報を取得し、以下に記す利用目的の範囲内で業務の遂行上必要な限りにおいて利用いたします。当社は、個人情報を第三者との間で共

同利用し、または個人情報の取り扱いを第三者に委託する場合には、当該第三者につき厳重な調査を行った上、秘密を保持させるために適正な監督を行います。

(2) 個人情報の利用目的について

申込者が留学相談、申し込み、留学商品およびサービスをご利用いただく際、申込者の名前、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、ファックス番号、職業、勤務先また身分証明書等の各個人情報の提供をお願いする場合があります。これらは、希望される留学商品やサービスを当社が提供する際に必要となる情報です。また、申し込みをする際には、留学先期間となる学校への入学手続き上必要となる、日本での申込者の最終学業成績、健康診断、財務証明書等の提出をお願いする場合があります。さらに運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配およびそれらのサービスを受領するための手続きに必要な範囲内で利用します。その他当社では、よりよい留学商品の開発のためのマーケット分析やアンケート調査、そして当社および当社と提携する企業やグループ会社の商品・サービスのご案内等を申込者にお届するため、あるいは、留学帰国後のご意見やご感想の提供をお願いするなど、申込者の個人情報を利用させていただく場合があります。なお、申込者から提供いただけない個人情報の内容によっては、当社の商品・サービスをご利用いただけない場合があります。

15. 条件書の変更

本条件書は、事情により告知なしに変更されることがあります。

16. 発効期日

本約款の内容は、2009年1月1日以降に申し込まれる留学契約に適用されます。